第1章 現状と課題



第1節 厚木市の概要

1 地勢

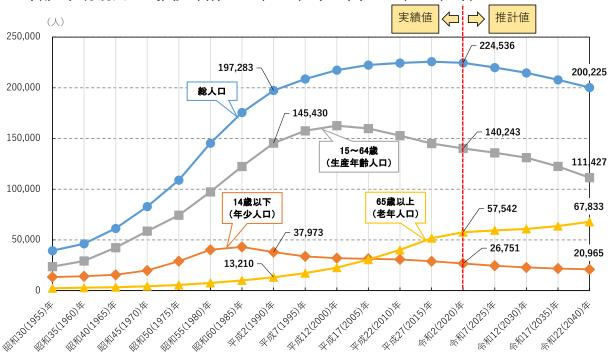
厚木市は、神奈川県の中央に位置し、西に大山を境に秦野市、西から北にかけて愛甲郡清川村、 愛川町に、北から東にかけて相模川をはさみ相模原市、座間市、海老名市、高座郡寒川町に、また 南は平塚市、伊勢原市の6市2町1村に接しています。

地勢は西北から東南に緩やかに傾斜し、西部及び西北部は山岳地帯でいくつかの小山脈が南北に走っています。ことに西部においては霊峰阿夫利の峰大山がそびえ、丹沢山塊へ連なっています。市の東部は、遠く富士五湖の一つである山中湖に源を発する相模川の清流が南北に貫通し、これに併流する中津川、そして小鮎川、これら河川の流域に平野が開けています。東西 13.76km、南北 14.71km の扇形に近い地形で、面積 93.84 km²を有しています。

2 人口

本市の総人口は、高度経済成長等を背景として増加してきましたが、平成 27 (2015) 年をピークに緩やかに減少を始め、令和 22 (2040) 年の総人口は、200,225 人になると推計されています。 これは、平成 2 (1990) 年の 197,283 人とほぼ同じ人口です。

■ 年齢3区分別人口の推移(昭和30(1955)年~令和22(2040)年)



※平成 27 (2015) 年及び令和 2 (2020) 年の年齢 3 区分別人口は、年齢不詳分を按分し、各区分別人口に加えています。令和 7 (2025) 年以降の推計値は年齢不詳分を除き、推計しています。

出典:昭和30(1955)~平成27(2015)年:総務省「国勢調査(各年)」

令和2(2020)年:神奈川県「年齢別人口統計調査(令和2(2020)年)」

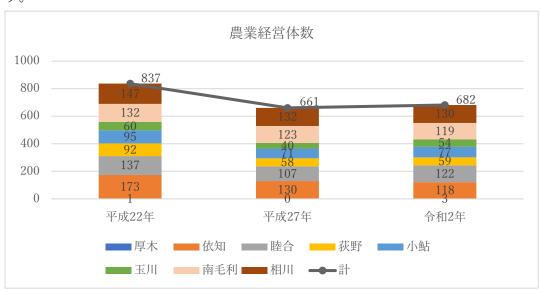
令和7 (2025) ~令和22 (2040) 年:第2期厚木市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

資料:厚木市都市計画マスタープランから引用

1 農業従事者

(1)農業経営体数

農業経営体数は 682 経営体で、経営体数が最も多いのが相川地区の 130 経営体となっています。

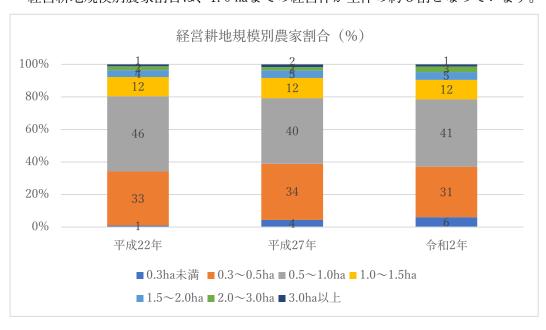


(注)農業経営体とは、経営耕地面積が30a以上、事業の規模が各基準以上又は農作業の受託の事業を行う

資料:2010・2015・2020農林業センサスより作成

(2) 経営耕地規模別農家割合

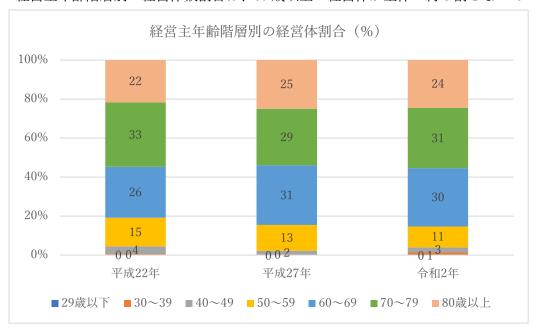
経営耕地規模別農家割合は、1.0 haまでの経営体が全体の約8割となっています。



資料:2010・2015・2020農林業センサスより作成

(3)経営主年齢階層別の経営体数割合

経営主年齢階層別の経営体数割合は、60歳以上の経営体が全体の約8割となっています。



資料:2010・2015・2020農林業センサスより作成

(4) 認定農業者

認定農業者数は、令和3年度に65経営体となっています。

(単位:経営体)

区分	認定農業者数				
区分	個人	法人			
平成 29 年度	61	9			
平成 30 年度	63	8			
令和元年度	66	8			
令和2年度	57	7			
令和3年度	60	5			

資料:農業政策課調べ

(5) 新規就農者

新規就農者数は、この5年間で49人であり、年平均9.8人となっています。

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規就農者数	9人	12 人	11人	9人	8人

資料:厚木市都市農業支援センター調べ

2 農地

(1) 農地の利用状況

市域の全体面積は 9,384ha で、このうち市街化区域は 3,173ha(33.8%)、市街化調整区域は 6,211ha(66.2%)となっています。

市街化区域の 0.9%に当たる 27ha が生産緑地地区になっています。また、市街化調整区域の 約 59%に当たる 3,631ha が農業振興地域となっており、農業振興地域のうち、約 11.6% (420ha) が農用地区域に指定されています。

(単位:ha、%)

区分	面積	比率
市全体	9,384	100.0
市街化区域	3,173	33.8
(生産緑地地区)	(27)	
市街化調整区域	6,211	66.2
農業振興地域	3,631	100.0
農用地区域	420	11.6
農地	409	97.4
農業用施設用地	10	2.4
山林原野	1	0.2
農用地区域外	3,211	88.4
農地	788	24.5
農業用施設用地	25	0.8
山林原野	1,088	33.9
その他	1,310	40.8

資料:厚木農業振興地域整備計画

(2) 経営耕地等利用状況

経営耕地等の利用状況は、経営耕地総面積 53,013 a のうち「田」が 29,928a、「樹園地を除く畑」が 20,053 a 、「樹園地」が 3,032a となっています。



資料:2010・2015・2020農林業センサスより作成

3 農業生産

(1)農産物販売金額1位の部門別農家数

農産物販売金額 1 位の部門別農家数は、全 516 戸のうち、「米」(農林業センサスでは「稲作」)が 268 戸、「露地野菜」が 115 戸で多くなっています。

(単位:戸数)

区分	平成 27 年	令和2年
稲作	255	268
麦類作	ı	1
穀類・いも類・豆類	1	13
工芸農作物	3	3
露地野菜	115	115
施設野菜	32	29
果樹類	59	48
花き・花木	26	22
その他の作物	5	6
養蚕	-	-
乳用牛	10	8
肉用牛	3	2
養豚	1	2
養鶏	3	-
その他の畜産	-	-
計	513	516

資料:2015・2020農林業センサスより作成

(2) 水稲・小麦作付面積及び収穫量

水稲や小麦の作付面積及び収穫量は、水稲の作付面積は 430ha 程度で推移しており、収穫量も 2,000 t 前後で推移しています。10 a 当たりの収量も 0.5 t 程度となっています。

(単位: ha 、t)

		水稲		小麦			
年次別	作付 面積	10 a 当たり 収量	収穫量	作付 面積	10 a 当たり 収量	収穫量	
平成 28 年	441	0.504	2,220	2	0.288	5	
平成 29 年	439	0.517	2,270	2	0.296	7	
平成 30 年	438	0.501	2,190	4	0.295	11	
令和元年	432	0.478	2,070	7	0.282	19	
令和2年	426	0.480	2,050	8	0.227	17	

(注) 作付面積は乾燥子実用作付面積

資料:2016~2020 関東農林水産統計年報より作成

(3) 野菜の作物別作付経営体数と面積

野菜の作物別作付経営体数は、だいこんが 186 経営体、ねぎが 173 経営体、きゅうりが 141 経営体、キャベツが 140 経営体、たまねぎが 138 経営体となっています。

(単位:経営体、ha)

区分	作付経営体数	面積
だいこん	186	7
さといも	99	3
ねぎ	173	6
たまねぎ	138	4
キャベツ	140	8
なす	97	3
ほうれんそう	35	1
きゅうり	141	5
トムト	130	4
ブロッコリー	88	3
にんじん	111	3
ピーマン	125	3
レタス	103	4
すいか	31	1
やまのいも	17	1
いちご	3	0
メロン	23	1
その他の野菜	110	11

資料:2020農林業センサスより作成

(4) 果樹

果樹の栽培実経営体数は、173 経営体栽培面積は 2,054a となっています。

品目別では、「かき」(44 経営体)、「日本なし」(35 経営体)、「くり」(26 経営体)が多くなっています。

(単位:経営体、a)

区分	栽培実経営体数	栽培面積
温州みかん	9	83
その他のかんきつ	6	75
りんご	3	35
ぶどう	17	198
日本なし	35	713
かき	44	397
< b	26	347
うめ	11	77
キウイフルーツ	10	40
その他の果樹	12	89
計	173	2,054

資料:2020農林業センサスより作成

(5) 花き類の品目別栽培経営体数

販売目的で花き類を栽培している経営体は、市全体で 28 経営体であり、内訳をみると、切り花類が 21 経営体となっています。

(単位:経営体)

区分	栽培実経営体数	切り花類	球根類	鉢もの類	花壇用苗もの類
販売目的で花き類を栽 培している経営体数	28	21	1	7	8

資料:2020農業センサスより作成

(6) 畜産(養蜂以外)

畜産の状況は、農場数では「採卵用鶏」(14件)、「乳用牛」(11件)、「馬」(9件) で多くなっており、頭羽数では「豚」が7,338頭、「採卵用鶏」が1,321羽で多くなっています

(単位:件、頭、羽)

家畜の種類	平成	平成 29 年		平成 30 年		令和元年		令和2年		令和3年	
	農場数	頭羽数	農場数	頭羽数	農場数	頭羽数	農場数	頭羽数	農場数	頭羽数	
乳用牛	11	250	11	251	11	236	10	231	11	261	
肉用牛	3	30	3	29	3	29	3	33	1	22	
鹿	1	1	1	1	1	1	ı	1	1	1	
馬	9	98	9	112	9	101	9	89	9	88	
めん羊	2	8	2	10	3	16	3	14	2	5	
山羊	1	26	6	27	6	29	6	59	7	58	
豚	7	7,129	7	6,811	7	6,693	7	7,497	7	7,338	
採卵用鶏	14	1,731	11	1,338	12	1,338	15	1,366	14	1,321	
肉用鶏	1	3	1	-	1	-	-	1	-	-	

資料:農業政策課調べ

(7) 養蜂

養蜂の状況は、令和3年度の届出者数は9件で、若干の増減があるものの横ばい傾向で推移 しています。蜂群数についても、令和3年度は79群で、増加傾向となっています。

区分	届出者数	蜂群数
平成 29 年度	8	69
平成 30 年度	10	66
令和元年度	12	69
令和2年度	13	75
令和3年度	9	79

※養蜂振興法による届出者数

資料:農業政策課調べ

4 その他

(1)農地転用

農地転用については、令和2年度で193件、251,035 m²となっております。 転用用途では、「住宅用地」や「駐車場」の面積が多くなっています。

(単位: m²)

区分	総計	住宅用地	工場用地	駐車場	資材置場	農業用施設	その他
平成 28 年度	135,733	54,702	527	28,273	23,853	•	28,378
平成 29 年度	156,941	70,216	668	23,727	23,329	•	39,001
平成 30 年度	219,256	56,645	2,367	30,555	29,191	535	99,963
令和元年度	159,742	48,393	13,852	34,533	33,638	577	28,749
令和2年度	251,035	33,136	367	29,143	15,724	1,029	171,636

資料:農業委員会調べ

(2) 遊休農地

遊休農地*は、令和3年度に9haとなっています。

(単位:ha)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
遊休農地面積	20	13	17	14	9

※遊休農地:耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる 農地

資料:農業委員会調べ

(3)鳥獣被害

令和3年度の被害金額は2,554千円、被害面積は1.52haとなっており、主な被害は、イノシシ、鳥類、ハクビシンによる野菜、果樹等の農業被害となっています。

区分	被害面積(ha)	被害額 (千円)
ニホンザル	0.01	42
ニホンジカ	0.06	137
イノシシ	0.81	111
ハクビシン	0.07	491
アライグマ	0.08	193
タヌキ	0.02	190
鳥 類	0.39	1,048
その他	0.08	336
計	1.52	2,554

※令和3年度の値 ※四捨五入により合計が突合しない場合あり

資料:野生鳥獣による農林水産物被害等調査より(神奈川県自然環境保全課)

5 地区別の概要 (1)依知



◆人口の現状

・依知地域の人口は31,244人になります。年少人口 (15 歳未満)の割合は11.5%、生産年齢人口(15 歳 以上65 歳未満)の割合は62.4%、老年人口(65 歳 以上)の割合は26.1%となっています。

[住民基本台帳に基づく人口(令和5年1月1日現在)]

◆農業の現状

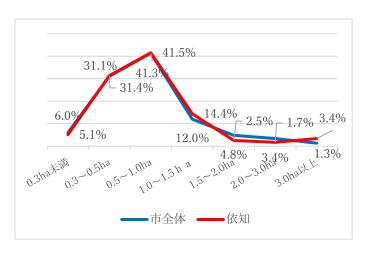
- ・年齢別農業経営者数は、49歳以下(45歳以上)は1人であり、年齢が上がるにしたがって人数 も増える傾向にあります。
- ・経営耕地等の利用状況は、「水田」の割合が多く、63.3%を占め、市全体と比べて約7ポイント以上高くなっています。
- ・農産物販売金額1位が「米」の農家が多く、全94戸のうち68戸となっています。「露地野菜」は14戸です。
- ・果樹経営体数は、13経営体であり、「日本なし」「かき」「ぶどう」が多くなっています。

◆農振法に基づく農業振興地域整備計画における地区の方向性

この地域では、関口・山際地区の工業系産業用地への整備や金田地区のごみ中間処理施設が計画されており、農用地区域の減少が見込まれていますが、これらの地域の水田は、面的な広がりを有しているため、今後ともその保全に努めます。



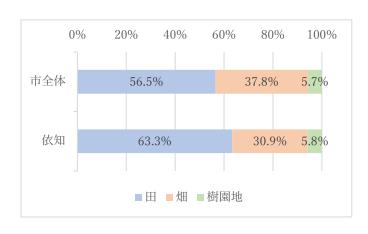
<経営耕地規模別農家数の割合(販売農家)>



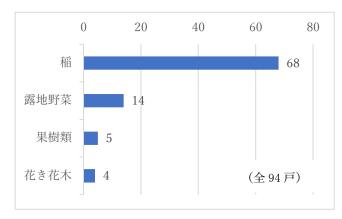
<年齢別農業経営者数(男女計)>



<経営耕地等利用状況>



<農産物販売金額1位の部門別農家数(上位)>



<果樹経営体数(上位)>



資料:2020農林業センサス

(2) 睦合



◆人口の現状

・睦合地域の人口は 41,015 人になります。年少人口 (15 歳未満) の割合は 11.9%、生産年齢人口 (15 歳 以上 65 歳未満) の割合は 62.3%、老年人口 (65 歳 以上) の割合は 25.8%となっています。

[住民基本台帳に基づく人口(令和5年1月1日現在)]

◆農業の現状

- ・年齢別農業経営者数は、49歳以下(45歳以上)は7人であり、年齢が上がるにしたがって人数 も増える傾向にあります。
- ・経営耕地等の利用状況は、「水田」の割合が多く、64.1%を占め、市全体と比べて約8ポイント多くなっています。
- ・農産物販売金額1位が「米」の農家が多く、全78戸のうち60戸となっています。「露地野菜」は9戸です。
- ・果樹経営体数は、2経営体であり、「くり」と「キウイフルーツ」となっています。

◆農振法に基づく農業振興地域整備計画における地区の方向性

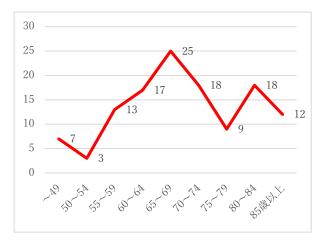
中津川流域に開けた水田は、良好な水田地帯として今後とも保全に努めます。畑は露地野菜を中心に利用促進を図ります。



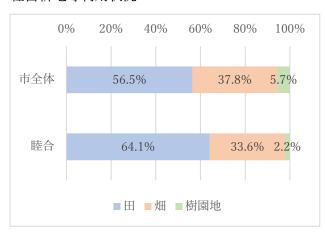
<経営耕地規模別農家数の割合(販売農家)>



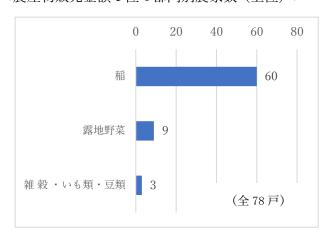
<年齢別農業経営者数(男女計)>



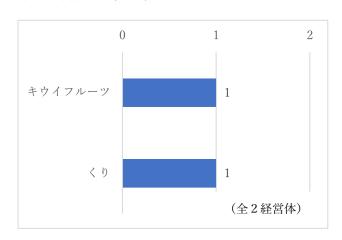
<経営耕地等利用状況>



<農産物販売金額1位の部門別農家数(上位)>



<果樹経営体数(上位)>



資料:2020農林業センサス

(3) 荻野



◆人口の現状

・荻野地域の人口は 25,180 人になります。年少人口 (15 歳未満) の割合は 11.1%、生産年齢人口(15 歳 以上 65 歳未満)の割合は 59.5%、老年人口(65 歳 以上)の割合は 29.5%となっています。

[住民基本台帳に基づく人口(令和5年1月1日現在)]

◆農業の現状

- ・年齢別農業経営者数は、49歳以下(45歳以上)は5人であり、年齢が上がるにしたがって人数 も増える傾向にあります。
- ・経営耕地等の利用状況は、「畑」の割合が多く、57.8%を占め、市全体と比べて約20ポイント高くなっています。
- ・農産物販売金額1位が「露地野菜」の農家が多く、全41戸のうち14戸となっています。「米」は9戸となっています。
- ・果樹経営体数は、18経営体であり、「かき」「くり」が多くなっています。

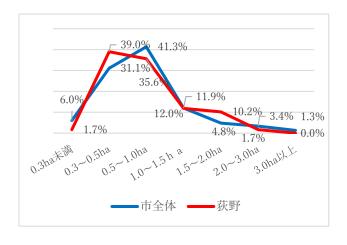
◆農振法に基づく農業振興地域整備計画における地区の方向性

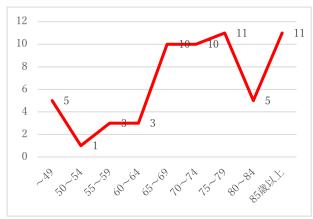
荻野川流域の水田は、自然条件から多くが狭あいですが、当地域における唯一の水田地帯として 今後とも保全に努めます。畑地は鳶尾南側に広がり、多様な栽培作目が見られ、今後は、更に露地 野菜や農業用施設用地として、地形に応じた土地利用の高度化に努めます。



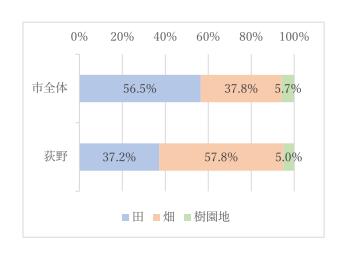


<経営耕地規模別農家数の割合(販売農家)> <年齢別農業経営者数(男女計)>

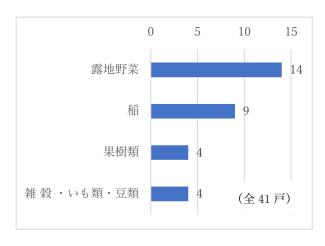




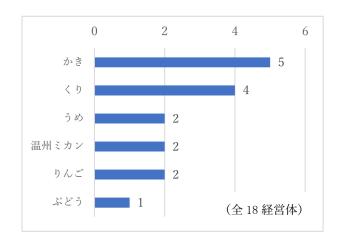
<経営耕地等利用状況>



<農産物販売金額1位の部門別農家数(上位)>



<果樹経営体数(上位)



資料:2020農林業センサス

(4) 小鮎



◆人口の現状

・小鮎地域の人口は13,936人になります。年少人口 (15歳未満)の割合は10.0%、生産年齢人口(15歳 以上65歳未満)の割合は57.1%、老年人口(65歳 以上)の割合は33.0%となっています。

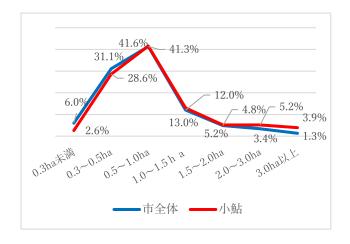
[住民基本台帳に基づく人口(令和5年1月1日現在)]

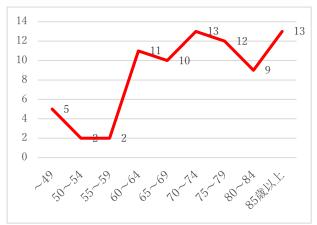
◆農業の現状

- ・年齢別農業経営者数は、49歳以下は5人であり、年齢が上がるにしたがって人数も増える傾向にあります。
- ・経営耕地等の利用状況は、「田」、「畑」が約47%でほぼ同様の割合となっています。
- ・農産物販売金額1位が「露地野菜」の農家が多く、全47戸のうち18戸となっています。「米」は13戸です。
- ・果樹経営体数は、20経営体であり、「くり」が11経営体で最も多い状況となっています。
- ◆農振法に基づく農業振興地域整備計画における地区の方向性 小鮎川流域の水田は、良好な水田地帯として今後とも保全に努めます。畑地は、露地野菜を中心 に利用促進を図ります。



<経営耕地規模別農家数の割合(販売農家)> <年齢別農業経営者数(男女計)>

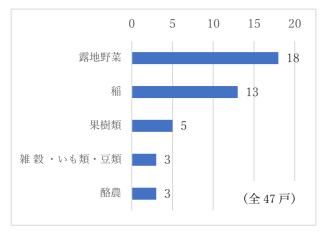




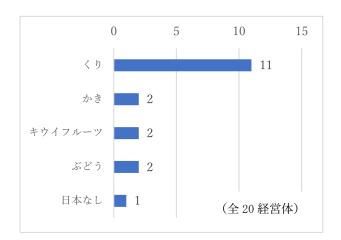
<経営耕地等利用状況>



<農産物販売金額1位の部門別農家数(上位)>



<果樹経営体数(上位)>



資料:2020農林業センサス

(5) 玉川



◆人口の現状

・玉川地域の人口は9,325人になります。年少人口 (15歳未満)の割合は7.5%、生産年齢人口(15歳 以上65歳未満)の割合は50.3%、老年人口(65歳 以上)の割合は42.2%となっています。

[住民基本台帳に基づく人口(令和5年1月1日現在)]

◆農業の現状

- ・年齢別農業経営者数は、49歳以下は1人であり、年齢が上がるにしたがって人数も増える傾向にあります。
- ・経営耕地等の利用状況は、「畑」の割合が多く、56.5%を占め、総数と比べて約19ポイント高くなっています。
- ・農産物販売金額1位が「露地野菜」の農家が多く、全43戸のうち28戸となっています。「米」は10戸です。
- ・果樹経営体数は、27経営体であり、「かき」や「くり」が多くなっています。
- ◆農振法に基づく農業振興地域整備計画における地区の方向性

玉川流域に開けた水田は、良好な水田地帯として今後とも保全に努めます。畑は、露地野菜を中心に利用促進を図ります。



<経営耕地規模別農家数の割合(販売農家)>



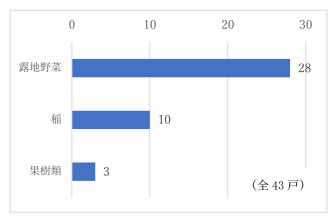
<年齢別農業経営者数(男女計)>



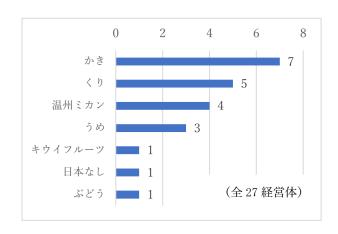
<経営耕地等利用状況>



<農産物販売金額1位の部門別農家数(上位)>



<果樹経営体数(上位)>



資料:2020農林業センサス

(6) 南毛利



◆人口の現状

・南毛利地域の人口は53,666人になります。年少人口(15歳未満)の割合は12.4%、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)の割合は63.3%、老年人口(65歳以上)の割合は24.3%となっています。

[住民基本台帳に基づく人口(令和5年1月1日現在)]

◆農業の現状

- ・年齢別農業経営者数は、49歳以下は5人であり、年齢が上がるにしたがって人数も増える傾向にあります。
- ・経営耕地等の利用状況は、「水田」の割合が多く、59.6%を占め、市全体とほぼ同様となっています。
- ・農産物販売金額1位が「米」の農家が多く、全89戸のうち55戸となっています。「露地野菜」は16戸です。
- ・果樹経営体数は、35経営体であり、「かき」が12経営体、「日本なし」が5経営体などとなっています。

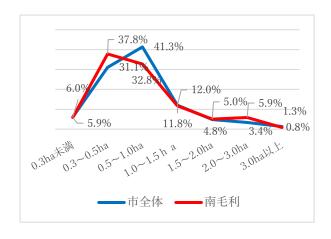
◆農振法に基づく農業振興地域整備計画における地区の方向性

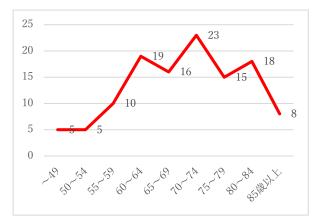
恩曽川及び玉川流域の水田は、水稲と果樹及び野菜の複合経営が営まれていることから、更に複合経営による土地利用の促進を図ります。特に、集団的な樹園地と施設野菜については、減農薬栽培を推進するとともに、併せて産地化を促進します。

この地域では、南部産業拠点地区の工業系産業用地の整備が計画されており、農用地区域の減少が見込まれていますが、これらの地域の農地は、面的な広がりを有しているため、今後ともその保全に努めます。

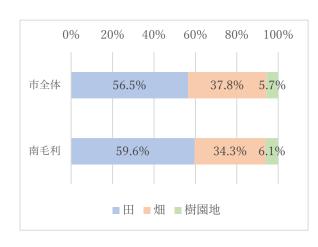


<経営耕地規模別農家数の割合(販売農家)> <年齢別農業経営者数(男女計)>

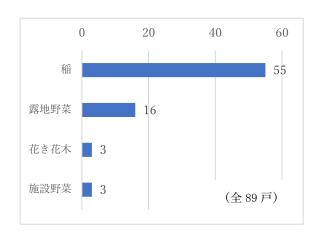




<経営耕地等利用状況>



<農産物販売金額1位の部門別農家数(上位)>



<果樹経営体数(上位)>



資料:2020農林業センサス

(7) 厚木•相川



◆人口の現状 (厚木・相川地域)

- ・厚木地域の人口は35,401人になります。年少人口 (15歳未満)の割合は10.6%、生産年齢人口(15歳 以上65歳未満)の割合は68.4%、老年人口(65歳 以上)の割合は21.0%となっています。
- ・相川地域の人口は 14,122 人になります。年少人口 (15 歳未満) の割合は 11.8%、生産年齢人口(15 歳 以上 65 歳未満) の割合は 63.2%、老年人口(65 歳 以上) の割合は 25.0%となっています。

[住民基本台帳に基づく人口(令和5年1月1日現在)]

◆農業の現状(厚木・相川地域)

- ・年齢別農業経営者数は、49歳以下は3人であり、年齢が上がるにしたがって人数も増える傾向にあります(相川地域)。
- ・経営耕地等の利用状況は、「水田」の割合が多く、65.5%を占め、総数と比べて約9ポイント高くなっています(厚木・相川地域)。
- ・農産物販売金額1位が「米」の農家が多く、全124戸のうち53戸となっています。「果樹類」と「露地野菜」が続いています(厚木・相川地域)。
- ・果樹経営体数は、58 経営体であり、「日本なし」が 24 経営体、「かき」が 16 経営体で多くなっています(相川地域)。

◆農振法に基づく農業振興地域整備計画における地区の方向性(相川地域)

国道 129 号の東西に開けた水田は、野菜などへの汎用化を促進し、施設園芸は、高度栽培技術導入による省力化や減農薬栽培の推進を図ります。

この地域では、南部産業拠点地区の工業系産業用地の整備が計画されており、農用地区域の減少が見込まれていますが、これらの地域の農地は、面的な広がりを有しているため、今後ともその保全に努めます。

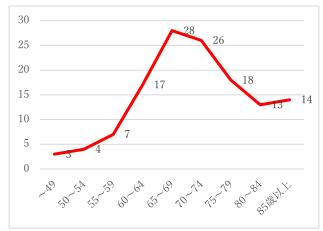




<経営耕地規模別農家数の割合(販売農家)>



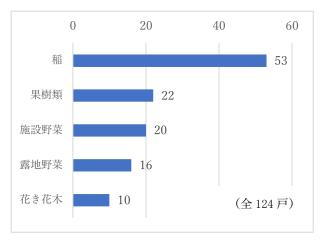
<年齡別農業経営者数(男女計)>



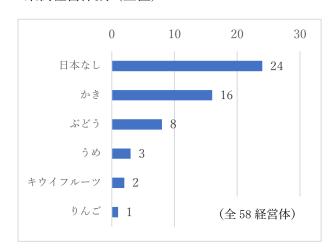
<経営耕地等利用状況>



<農産物販売金額1位の部門別農家数(上位)>



<果樹経営体数(上位)>



資料:2020農林業センサス

1 中間見直しに関する農業者アンケート

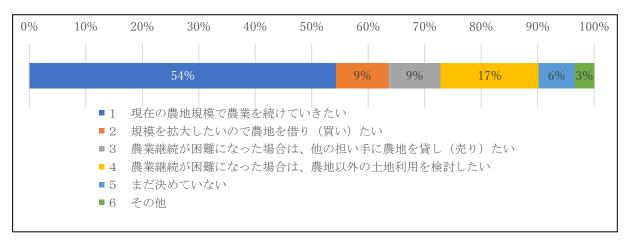
「厚木市都市農業振興計画」の中間見直し計画の策定に当たり、農業者が、近年の農業を取り巻く環境変化に対してどのような意識を持っているか調査するためアンケートを行いました。主なアンケート結果は次のとおりです。

○実施時期:令和4年7月

○調査対象:厚木市内の農業関係団体構成員、認定農業者、認定新規就農者 など

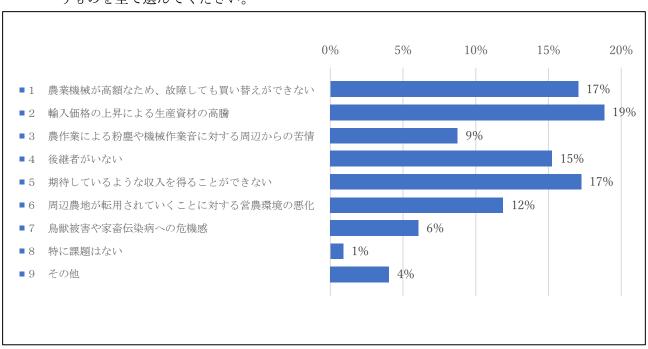
○標本数:314票 ○回収数: 178票 ○回収率: 57%

【問1】ご自身の農業経営や農地について、今後(5年~10年程度)どのようにしようとお考えですか。近いものを一つだけ選んでください。



- 6「その他」の主な回答
- ・借畑なのでこのまま続けたい。
- ・この1年で明日もどうなるかわからない。

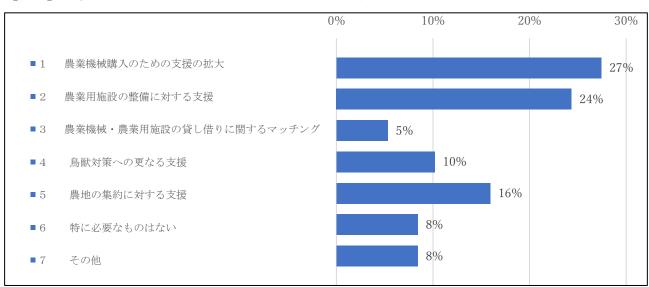
【問2】農業を続けていくに当たり、どのようなことが課題であると考えられますか。当てはまると思 うものを全て選んでください。



9「その他」の主な回答

- ・年々「もみがら」の受け入れ先が減っているため、処分先の確保
- ・農業機械を置くスペースがない。
- ・周辺農地の荒廃化による農作業の負担増

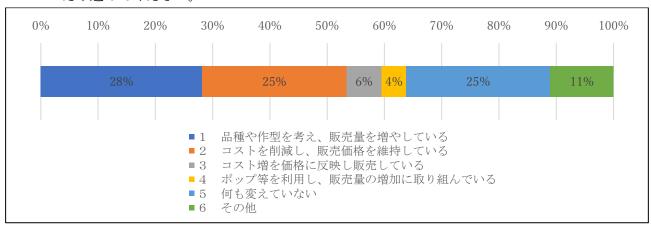
【問3】農業を続けていくため、あなたが必要だと思う市の支援を教えてください。



7「その他」の主な回答

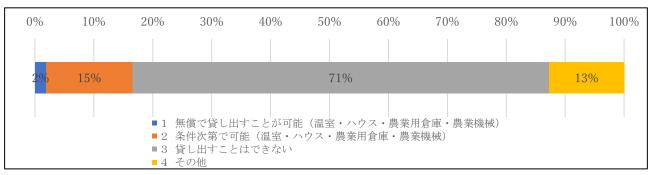
- ・農畜産物の価格安定対策があればいい。
- ・特産物 (厚木の風土にあった) の指導
- ・後継者が意欲的にやっていけるような支援

【問4】生産資材の価格上昇により、農業を取り巻く情勢は年々厳しさを増しています。このような状況下で、あなたが農業所得の向上のために取り組んでいることはありますか。近いものを一つだけ選んでください。



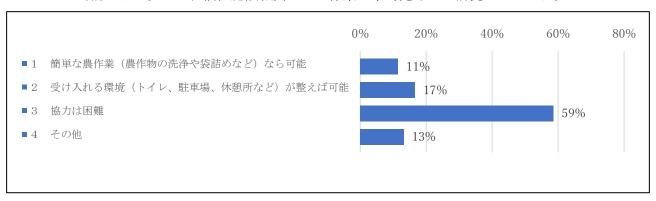
- 6「その他」の主な回答
- ・現在は何も取り組んでないが、品種や作型を考えていく。
- ・市場出荷を減らし、直売所等に重点をシフトした。
- ・他の生産者よりもさらに良いものを栽培している。

【問5】都市農業を取り巻く環境は、近隣に新たな住宅が建築されることに伴い、農作業による粉塵や機械作業音に対し苦情が発生するなど、厳しい環境下にあります。そこで、あなたの所有している、現在使用していない施設等(温室・ハウス・農業用倉庫・農業機械)を担い手等に貸し出すことは可能ですか。



- 4「その他」の主な回答
- ・所有施設はない。
- ・地域によって違いがある。苦情がでないよう、近隣住民との調和を行えば苦情はでない。

【問6】本市では、今年度、農福連携の一環として、試験的に障がい者の就労を受け入れていただく農業者の方へ協力金をお支払いします。あなたは、どのような場合であればご協力いただくことが可能ですか。なお、福祉施設職員による作業の常時見守りが前提となります。



4「その他」の主な回答

- ・農業面積が小さく、他の協力を必要としない。
- ・特定作物(しゃがいも、サツマイモ)を収穫する際に必要
- ・検討の余地はあるが、もう少し条件等の話が必要

自由意見(抜粋)

- ・この所の農業を取り巻く環境は非常に厳しくなっている。世界的なコロナ禍での物流の停滞による値上げに始まり、ロシアのウクライナ侵攻による原油の高騰、生産資材、飼料の不足など今まで経験したことがない事態となっている。農業経営の先行にこれほど不安を覚えたことがない。
- ・厚木市の都市化、高速道路ネットワーク、農業後継者不足の現状を考えると、小規模の農地は農地以外の土地利用を考える時期にきているのではないか。高速道路ネットワークに恵まれている厚木市は、都市間競争に負けないような方針を検討する必要があるのではないか。

2 意見交換会(ヒアリング)

営農継続に向けた支援や農地保全に関して課題を整理し、方向性を検討するため、意見交換会を 実施しました。

○実施日:令和4年8月10日

○出席者:16人

(1) 営農継続に向けた支援について

- ・近年の生産資材の高騰などについてはこれまでと危機感が違う。先が見通せない。不安を感じる。
- ・これまでは補助対象の農業者も多かったが、近年農業者は減少傾向にある。分母が少なくなった分、補助金の補助率を引き上げるべき。大胆な見直しが必要である。

など

(2) 農地保全について

- ・厚木市はインター整備などで都市的土地需要が高い。転用件数も近年増加している。
- ・農地流動化奨励金の金額を見直すなど、貸し借りしやすい環境をさらに整備する。

など

第4節 持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標(SDGs)は、平成 27(2015) 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28 (2016) 年から令和 12(2030) 年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

この SDGs の達成に向けては、あらゆる人々の活躍の推進を始め、生産性向上や地域活性化への取組、 気候変動対策や循環型社会の構築、生物多様性や森林等の環境の保全など、先進国を含む全ての国が、 世界の課題解決という視点を踏まえながら、多種多様な取組を推進していく必要があります。

本市が推進してきたまちづくりは、SDGs の理念と合致するものであり、今後も「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対して、分野横断的な視点で取り組むことが求められます。

農業生産活動は、自然界の物資循環をいかしながら行われ、本市においても環境と調和した持続可能 な都市農業の展開は重要なテーマです。

SUSTAINABLE GOALS



第5節 都市農業振興の課題

農業における現状とアンケート調査等の結果を踏まえ、今後の課題を整理します。

なお、本市の農業形態は、地区ごとに特徴があることから、地区ごとに策定したアクションプランに基づき具体化していきます。

1 農業就業者数や認定農業者の減少

農業従事者の高齢化が進む一方、農業後継者の確保が困難な状況となっています。魅力ある厚木 市農業を振興し、農業従事者を確保していくことが求められます。

また、自らが経営改善に取り組むやる気と能力のある認定農業者の確保・育成が必要となっております。

2 農業所得の向上

魅力ある農業を確立するため、農業従事者の労働力低減と所得の増加を確保し、持続可能な農業 経営が求められます。

また、これまでの6次産業化の取組を発展させ、農業と、食品製造業、観光業などとの積極的な連携により、付加価値の高い地場農産物やその加工品を創出し、農業者の所得向上を図る必要があります。

3 農地の集積や基盤整備

農地の有効活用として基盤となるのは農地であり、その保全を図っていくためには、農業経営者 の高齢化が進む中、地域の中核的農業者に農地の流動化や集積を促進する必要があります。

また、市街化区域内農地についても、都市農地の有する多面的機能を維持・発揮していくため、 その保全・活用が求められます。

4 都市的土地利用の増加による農地の減少

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流総合効率化法)」に基づき、市内高速道路インターチェンジ周辺において、農地が物流施設に転用されている状況が進んでいることから、 農地保全に向けた施策について検討していく必要があります。

5 燃油や飼料等、生産資材の価格高騰

世界的な穀物需要の増加や為替などの影響によるエネルギー価格の上昇に加え、ウクライナ情勢などの影響により、物資の国際価格が大幅に上昇し、農業資材価格が高騰しています。

特に畜産農家にとっては穀物価格の上昇等により配合飼料価格が上昇していることから、生産コストが経営を圧迫しています。

また、施設園芸は、経営費に占める光熱動力費の割合が高く、燃油価格高騰の影響を大きく受けています。

こうしたことから、引き続き関係機関と連携して対策を検討していく必要があります。

6 異常気象等による生産基盤への影響

近年異常気象が原因による大規模災害が発生する中で、自然災害等の農業経営へのリスクに備えるため、異常気象にも対応した農業用ハウスの保守管理の徹底や補強、低コスト耐候性ハウスの導入など、災害に備える農業経営に向けた取組を推進する必要があります。

7 都市的環境への対応など

都市農業を取り巻く環境は、農作業による粉塵や米の調整作業における作業音などに対し苦情が 発生するなど、年々厳しい状況下にあります。

こうしたことから、都市農業に対する理解の促進や周辺環境に配慮した環境整備を図る必要があります。



市内で整備された低コスト耐候性ハウス